明代中期の外戚、張氏兄弟

佐藤文俊

はじめに
第一章　政治史中の張氏一族
第二章　張氏兄弟の財源
　第一節　荘田の集積
　第二節　商品流通への介入
　第三節　殘鹽買補
おわりに

はじめに

前近代中國の皇帝專制政治は科擧に基く官僚制を基軸とするが、これとは別に皇帝をとりまく支配層に、國戚としての皇族や外戚、王朝の創成や再建時の功臣、宦官等があげられる。明代一五世紀半ばになると、先進經濟地域を中心に發展した商品經濟・市場に對應して、これらの奢侈階層としての特權層はその地位を利用した樣々な手段による收奪を行い、混亂を引き起こした。(1) 本稿では勳戚と併稱される功臣と外戚の內、明初體制と異なり生前に公爵位を賜與された明中期の有力外戚、張氏兄弟の盛衰を通して、皇帝權を背景に欽賜された國家財源によりつつ肥大化し、同時に明朝財政を混亂させる兩面を檢討したい。又、皇后(妃)・皇太后・太皇太后の權威と軌を一にする外戚一族の側面も檢討したい。なお(2)

特權層なる用語は通常、身分性地主を指すが、本稿では右のような勳戚・諸王・宦官等に限定して使用したい。

第一章　政治史中の張氏一族

成化二三年（一四八七）張氏は皇太子妃に、翌年の弘治元年には孝宗皇后に册立され、ここに弘治・正德・嘉靖前半の各年代にわたる有力外戚が誕生した。張氏の父張巒は北直隸河間府興濟縣の人で、縣學生から國子監生となった「儒家」出身であり、親族にも進士に合格後按察副使となった從兄の張岐や、張巒の妹と結婚した擧人出身、通政司經歷の沈祿等がいた。張氏が皇太子妃に册立されると父張巒は鴻臚寺卿に、皇后に封じられると中軍都督府同知に昇進し、さらに弘治三年には壽寧伯に封じられ食祿一千石を賜與された。同五年新皇太子册立時には壽寧侯に進封の上、祿二〇〇石を加增された。彼は同年八月死去し、昌國公を追封された。張巒の長男で張皇后の兄張鶴齡は、同年一一月壽寧侯の爵位と祿米一、二〇〇石を襲った。次男の張延齡は中軍都督府同知から弘治八年には建昌伯に封ぜられ、同一六年九月には兄張鶴齡の盡力で建昌侯に昇進した。[3] 明代における兄弟封爵の代表例でもある。[4] この間、一族の張岐は按察副使から都御史に特昇（「超遷」）[5]し、沈祿も通政司經歷から右參議に昇進した他、張巒に寄生した多くの「義子」が錦衣衛の正千戸・副千戸・百戸等、將校クラスの地位を得た。[6] 成化年代以前からすでに皇后家に對する優遇策が目立ってきたが、孝宗はさらに「頗る外家を優禮」[7]したため、新興の張氏兄弟が短期間に突出することになった。

正德年代に入ると宦官勢力の增大や新外戚夏氏一族が登場したが、張氏は皇太后（「慈壽皇太后」）として依然勢力を保持し、張鶴齡が太傅に進んだのを始め一族は安泰であった。正德から嘉靖への交替期、張氏兄弟は特權層としての頂點をきわめることになる。正德一六年三月一四日に病死した武宗に後繼者がなく、後繼皇帝として孝宗の弟で湖廣安陸州に親王として分封された、興獻王の長子朱厚熜を迎えることになった。武宗の遺詔と新皇帝の詔書を作製した楊廷和等の閣臣がこの方針を畫策し、これに最終的許可を與えたのが皇太后張氏であった。この皇帝不在の三七日間は楊廷和等の閣臣が朝

政を總攬したが、過渡期の最高權力は張氏が掌握した。(8) この結果、遺詔と太皇太后張氏の「懿旨」を奉じ、朱厚熜奉迎の使者として閣臣梁儲等と共に張鶴齡も派遣された。新皇帝決定とその實現の功績（「定策の功」）で、張氏は宮廷内でより大きな權威をもつ存在となった。世宗は張鶴齡に太師、張延齡にも太傅を加え、さらに嘉靖二年（一五二三）には張鶴齡を昌國公に封じた。これは明代外戚史上、爵位の最高位である公爵を生前に授與した最初の例であった。以上のように、成化末・弘治・正德・嘉靖前半にわたり、皇太子妃・皇后・皇太后・太皇太后として勢力を保持した張氏を背景に、張氏兄弟は各々高爵位を得た。

右の威光によって兩兄弟は、明の法體系を含めた秩序を無視したが、特に財源獲得における強引さは國家の財政と統治に損失を與え、又民衆との矛盾を深める原因となったため、官僚の反發も尖鋭化した。紙數の關係で詳論できないが、兩兄弟をめぐる官僚との對立を概略してみよう。早くは弘治六年（一四九三）、死去した張巒のための大規模な塋域造成をめぐり、貧窮者や軍人への強制的な勞役と徵收金割當問題から生じた混亂に對する刑部尚書彭韶の上奏や、(9) 弘治九年宮廷内での儀禮を無視する兩兄弟を訴えた宦官何鼎は、逆に張皇后により錦衣衛の獄に下されたため、彼を救出しようとした大學士徐溥、戶部尚書周經等の動きがあげられる。(10) 同一一年には張鶴齡を彈劾した監察御史胡獻が逆訴され、錦衣衛獄に下された後、縣丞に降格された。(11) 次章で詳述するように弘治一二年以降は、張氏兄弟とこれに寄生する地主・商人・鹽商等による土地の集積、商品流通や專賣鹽への介入等、明朝の財政基盤を危くする事態に對し、閣臣・言官・官僚等による上奏が頻出する。ほとんどの場合皇帝は、兩兄弟側に有利に解決したため危機感をもった官僚側も執拗に抵抗した。特に弘治一八年二月、戶部主事李夢陽は時政に關する上言中で、兩兄弟の經濟行爲を激しく攻擊したため彼等はこれを孝宗に訴えた。板挟みにあった帝はやむを得ず李夢陽を獄に下したが、閣臣の劉健・李東陽等と言官が救出活動を行った。(12)

張氏一族の政治的沒落の契機は、皮肉なことに「定策の功」直後に起きた大禮問題(13)であった。周知の如く親王から入繼した世宗の兩親とその血統を、明朝皇帝の系譜上どのように位置づけるかをめぐる政策が激しく闘われた。世宗擁立に功

績のあった閣臣楊廷和等は、孝宗を世宗の亡父（「皇考」）、實父を叔父（「皇叔父」）と位置づけようとしたのに對し、世宗は自身の父を皇帝としての「皇考」（皇考恭穆獻皇帝）、孝宗を「皇伯考」とするよう頑強に主張したため、官僚の多數派と對立した。この對立で定策の功臣楊廷和等は次々に、革職或は辭職を餘儀なくされた。世宗は官僚の少數派である大禮五臣（張璁・桂萼・霍韜・方獻夫・席書）を軸に、自身の考える禮制を推進し帝權を強化した。大禮の儀をめぐる政爭のピークは、嘉靖三年七月一五日の左順門事件であったが、この事件を通して世宗は儀禮派官僚を一掃し、同年の『大禮集議』と嘉靖七年の『明倫大典』頒布で大禮の儀は定まった。しかし張氏一族にとっては、餘燼がくすぶり續けた。

嘉靖二年から三年にかけ、外戚に對する厚遇の行き過ぎに對し、官僚から抑制を要望する上奏が續出した。特に生前、公爵位を張鶴齡に授與した件に批判が集中した。その代表者は南京兵科給事中張原であり、彼は別に張延齡の不正手段による土地入手についても告發を行った。(14) 嘉靖初年は從來の支配體制に關して、多方面にわたる修正を試みているが外戚問題もその一項目であった。嘉靖八年（一五二九）、武功を有する外戚を除き、從來の外戚封爵（世爵）をことごとく革め、以後一代限りとする事を決定したが、張氏兄弟は太皇太后存命中のため、當面革爵を免れた。(15) その權勢は次第に弱まっていったが、それでも兩兄弟は嘉靖九年頃まで外戚として、國家の祭祀上の職務を命じられていた。(16)

大禮をめぐる大勢は結着していたが、存命する太皇太后張氏と皇太后夏氏（武宗の皇后）の呼稱について觸れておきたい。張氏は世宗の入繼時、彼の生母蔣氏を親王妃の禮を以って對應しようとしたため、世宗母子と對立した。ついで嘉靖三年、世宗は群議を排して生母の呼稱に「聖母」を冠し（「聖母章聖皇太后」）、張氏の呼稱には「皇伯母」を冠することを強行した。こうして張氏は夏氏と共に、儀禮上の地位を低下せしめられた。世宗は張氏一族に對しさらに執念を以って、その存在を抹消し皇帝權を強化しようと計った。これを實現するために利用した事件が、嘉靖一二年から二五年まで續いた張延齡の獄であった。(17) 發端はすでに張氏の權威も落ち目となった一二年九月、董至なる者の訴えから始まった。彼の父天文生董昶は、正德一〇年の事件(18)當時、張延齡のために草奏を書いた。董至は嘉靖初年、延齡の出資で高利貸を行いその貸

金の返濟をせまられていた指揮司聰と謀り、正德一〇年にかつて「日者（占い者）」曹祖が延齡を訴えた內容を中心に、再度上訴しようとした。しかし一方で董至は、この草稿を延齡に見せて脅し賄賂を要求したため、延齡は共謀の司聰を捕え幽殺してしまう。延齡は司聰の息子司昇に對し、貸金の帳消しを條件にこの事件の口封じとしたが、司昇に非常に怨まれていることを知った董至は先手を打ち、別件を追加して延齡が「不軌を謀った」と訴えた。世宗はこの訴えを受け、延齡と諸奴僕を捕え刑部に徹底した調査を嚴命した。刑部尙書聶賢はこの結果について、延齡等による司聰等の殺人や數々の不法は證明されたが、不軌を謀ったという證據はなかったと報告した。激怒した世宗は再度、法司・錦衣衞鎭撫司に再審を命じた。今次は世宗の意に從い張延齡を刑部の獄に下し死刑を求刑した上、鄰居しながら諫めなかった兄張鶴齡も實職を伴わない（「帶俸閒住」）南京錦衣衞指揮同知に降格し、先の調査結果を出した刑部尙書以下の官僚も罰した。[19]

方に獄の急時は（嘉靖）一三年七月にあり。將に族誅に到らんとす。

とあるように、[20]世宗はこの機會をとらえ張氏一族の族誅を實行しようとした。これに對し死刑を張延齡一人のみに限定し族誅を防ごうとした閣臣張孚敬（張璁）等の官僚は、世宗の意向に反對し、[21]世宗もかれらに對し處罰を以って應じたが結局、張延齡のみ殺人罪を適用することに同意せざるを得なかった。しかし刑の執行を長びかせ、太皇太后張氏への心理的壓迫の手段とした。

沒落一途をたどる張氏兄弟に對し、世宗の意に應ずるが如く誣告を含めた上訴が續出した。嘉靖一五年、收監中の罪人劉東山と「奸人」劉埼による二件の訴えがあり、この結果一〇〇人以上の關係者の取り調べが行われた。張延齡は重犯とされ、前件と同樣な處分が繼續した。[22]翌一六年には班明、于雲鶴なる者が、延齡は中官をまきこんで變をはかろうとしていると誣告したが、世宗はこの機會を利用し、南京に左遷した張鶴齡を逮捕して北京の詔獄に移した。その結果、彼は獄中で「瘦死」した。以後も「言う者且に踵を接して已まず」というが如く、張延齡を訴える者が續いた。誣告罪で配流された地點を逃亡した、先の劉東山までが再度上訴する始末であった。[23]これらの上訴で明らかになったことは、獄中の張延

齢はその威光ゆえに輕獄に置かれ、奴僕の自由な出入、宴會の開催、獄中の邊將や紳士とも交流する等、獄卒から様々な便宜を受けていた。又、子供の宗說・宗俊は京師にあって、依然として相當規模の財産を所有し放縱な生活を送っていた。しかし嘉靖一七年正月、世宗は張延齢に禁錮のまま處刑の實施を待機させると共に、宗說は實職のない南京錦衣衛に左遷し、宗俊等の家族も南京に移住させた。張氏兩兄弟の所有する田宅の調査の結果、奏討によって取得したものはすべて明朝に返還させ、爵位の證明たる鐵券は追奪と決定された。(24) 張一族の外戚としての地位は、風前のともしびとなった。嘉靖二〇年（一五四一）、太皇太后張氏が崩御したため、長期にわたった外戚張氏一族の屋臺骨が崩れた。同二五年、處刑決定から一三年にして、ついに張延齢は京師の西市で斬死され、(25) ここに外戚張氏一族は滅亡した。

第二章　張氏兄弟の財源

第一節　莊田の集積

皇帝權力の上層を構成する特權層による大規模な土地集積傾向は、正統年代にすでに一般化しつつあった。正統九年（一四四四）、北直隸順天府を中心に右の特權層による「詭寄投獻」による莊田擴大に對し、禁令が出されている點からも右の傾向が看取されよう。(26) 景泰年代に入るとこの傾向は一層顯著となり、莊田の不正集積の禁止及びもとの所有者への土地返還を主張する官僚の上奏が頻出する。(27) 當時最も際立った例として擧げられるのは、皇親で都督の地位にあった汪泉による、官・民田地計一六、三二〇餘頃の占有である。(28) 天順二年（一四五八）にも、「皇親公侯伯文武大臣」による官民田地・房屋の強占と彼等に寄生する家人・投託者に對し、罰則規定が出された。(29) しかしこの傾向はやまず、成化・弘治年代にさらに助長され、やがて正德年代には皇帝の名を冠した皇莊まで出現した。

弘治年代、張氏兄弟による莊田擴大の方法は強引をきわめたため、他の有力外戚を始め一般地主や小農との間に、土地

をめぐる係爭事件を頻發させた。「勢力の最大なるを以って、庄田を得」た張延齡はこの面で突出し、弘治一六年（一五〇三）の調査によると、一六、七〇五頃餘にも達する土地を集積していた。[30] 但し以下に述べるように、この膨大な土地は張延齡とその一黨が新たに集積したのではなく、それ以前の有力外戚によりその基礎が形成されていた。この外戚とは、永樂時代に入宮し、宣宗朝に貴妃から皇后に榮進した孫氏とその一族である。[31] 孫氏は正統・景泰・天順前半の各時期、皇后・皇太后・太皇太后位にあり、この間土木の變で捕えられた英宗の代理として景帝に監國を命じ、續いて歸國して軟禁された英宗に對する復辟計畫に許可を與えるなど、政治上でも大きな影響力を有した。その孫氏の父孫忠は、孫氏が貴妃となる（宣德元年、一四二六）と中軍都督府僉事に、皇后位につく（同三年）と會昌伯に封ぜられた。孫氏の兄孫繼宗は、[32] 父孫忠死後都指揮僉事及び會昌伯を襲爵（景泰三年、一四五二）、ついで奪門の功により會昌侯に進封されると、以後天順・成化にかけて五軍營、一二團營を掌握するようになり、「外戚典兵の始まり」の事例といわれた。[33] 以上のように、孫氏一族は宣德・正統・景泰・天順・成化初年にわたり、孫氏及び孫忠・孫繼宗父子の勢力を背景として、一大勢力を維持した。

孫氏父子を軸にした莊田擴大の概要は、後年の弘治・嘉靖年代の、外戚間における土地紛爭の調査から知ることができる。[34] 孫忠は生存中、順天府薊州の豐潤・玉田・香河三縣内に土地「萬餘頃」を得た。但しこれらの土地の大部分は、牧場草場地や明初華北で奬勵された無税地或は輕則の納税地としての開墾地であった。息子の孫繼宗は、これをもとに莊田をさらに擴大した。これらの莊田の内、順天府通州寶坻・永清二縣の計二、四八一頃餘のほとんどは賜田であり、寶坻縣の把門城・李子沽の一、二〇〇頃は、天順二年御馬太監陳玉の開墾地、同縣老鴉口莊七五〇頃は孫繼宗家人張甫海等が「自種」した土地であった。孫忠・孫繼宗父子は二代で一萬數千頃にのぼる莊田を有したが、先述の如く多くは牧場草場地・開墾地・賜田地等、官田地の範疇に含められる。成化一五年（一四七九）、孫繼宗が死去し曾孫孫銘が會昌侯を襲爵した頃には、すでに中央における外戚としての後盾もなく、右のような大量の莊田を維持し難くなっていた。以後、新外戚周氏とやや遲れて登場する本稿の張氏兄弟に奪われていった。

英宗帝の貴妃で憲宗の生母であった周氏は、成化元年皇太后册封後より弘治一七年（一五〇四）に死去するまで、成化・弘治両代の有力外戚として勢力を有した。[35] この間、父周能は錦衣衛千戸を授けられ（天順元年）、彼の息子周壽は慶雲伯に（成化三年）、次いで慶雲侯に（同一七年）封ぜられた。さらに周壽の弟周彧も成化二一年（一四八五）、長寧伯に封じられ外戚史上、兄弟封爵の代表例となった。[36] こうして成化から弘治にかけ、周皇太后を背景に周氏一族は最盛期を迎えるが、同時期、孝宗皇后張氏の一族が新外戚として登場するに及び、弘治年代、二大勢力としての新舊外戚一族が、主に財源獲得をめぐりしのぎを削ったため様々な混亂をまきおこした。

さて先の外戚孫氏父子に集積された莊田が、弘治年代、周氏・張氏一族にどのように奪取されたか、さらに張延齡はこれを基礎にどのように莊田を擴大したかについて、以下で検討してみよう。[37] かつて會昌伯孫忠の得た永清縣義河と、寶坻縣把門城・老鴉口兩處の田土二、四八一頃餘の行方を見ると、「孫氏の寵が衰え」た結果、明朝に返還された把門城莊田一、二〇〇頃餘は太監辰保に賜與され、彼の死後慶雲侯周壽がこれを奏乞して得た。周壽はこれを起點に、新外戚として「方め貴幸あり」といわれる如く、皇帝の權威を背景に「四至に展開し、益ます孫氏の田土を占め」ていった。賜地であった寶坻縣老鴉口莊田七五〇頃餘は、會昌侯を襲爵した孫銘と彼の叔父で指揮職の孫瓚、孫銘の姪で百戸の孫賢の三者で均分相續された。この内孫銘と孫賢の土地は、弘治一一年（一四九八）保證人（「中人」）をたて四五〇兩で周壽に賣却された。但し周壽はこの購入した賜田と、これに附隨した民田を役所に屆け出て黄册に登錄し、輕則ながら税糧を一括負擔する包攬ともいうべき方法をとっている。[38] 一方三分割された殘り三分の一の莊田所有者孫瓚[39]は、彼の繼室周氏の生んだ娘が有力外戚建昌侯周延齡に嫁いでいたので、延齡とは姻戚關係にあった。夫の孫瓚死後、繼室周氏は後繼者がないことを理由に、永清縣義河田・寶坻縣老鴉口の兩處の莊田四〇〇頃に、豐潤縣栁科港諸處にある莊田も自家の所有地として、「辭（還）して（張）延齡に畀（あた）え」たいと願い出ると、孝宗は「（事情を）知らずこれを允し」た。周壽の土地と、張延齡が孫氏より得た土地が境界を接していたので、張延齡の家人達は境界の土盛りを破壞して周壽側の土地を侵占した。しかも

弘治年代後半には「時に（周）壽の寵漸に衰え、延齢方に貴幸あり。壽の心平かならず」のように、[40] 張氏が周氏を凌駕する時期にあり、兩家による孫氏莊田の爭奪をめぐる對立は熾烈さをきわめた。その結果、

兩家の奴僕は遂に相に掊擊し、壽・延齢は各々其の事を奏す。

の如く、[41] 兩外戚の家人達は白晝武鬪を演じ、兩外戚も自ら皇帝に上奏しあうという事態に至った。工科給事中張文はこの兩家の土地紛爭に觸れ、その中に包占されている民田を調査する必要性を述べた。これを受けて孝宗が戸部左侍郎王儼等に命じた調査の結果では、周壽の土地は原賜地以上の購買等による「附餘」地が多いこと、辭退して新たに張延齢に賜與された土地には牧場草場地や軍民地が多いこと、孫銘・孫賢による周壽への土地賣買は欽賜地の「盜賣」にあたる等の內容が含まれていた。これに對し孝宗は兩家とも皇親であるとの理由でその罪を許したため王儼等の調査とこれに基く提言はほとんど生かされず、現狀が追認された。この新舊三外戚がからんだ土地紛爭は、弘治一七年孝宗により、周壽は把門城田一、二〇〇頃餘と購入濟の八〇〇頃餘を加えた二、〇〇〇頃餘、張延齢は一六、七〇五頃餘、孫銘は原賜地二二〇頃餘と決定された。[42] しかしこの決定直後、劣勢となりつつあった周壽は張延齢の「勢要」を恐れ、右の二千頃餘を辭退したためこの土地は早速、張延齢に欽賜された。周壽は右の土地の代替として、順天府豐潤縣の來安務に新たな莊田を要求したがなかなか實現せず、正德三年（一五〇八）にやっと八七〇頃の管業地を入手した。[34]

正德年代には宦官を驅使して皇莊が擴大される風潮下で、現役皇太后の張氏一族は安泰であったが、皇太后周氏が死去した周氏一族の立場は弱く、多くの莊田が皇莊とされた。例えばかつて弘治年代、周壽に寶坻縣老鴉口の地を賣却した「縣民」馬鉞が、今次はこれらの土地を太監張永に投獻したため、正德末にはこれに連なる周壽の土地はすべて皇莊とされ、さらに代替地としてやっと獲得した來安務莊田八〇〇頃餘まで皇莊とされた。武宗逝去直後の正德一六年四月二二日に出された詔書內の事例中で、皇莊の革去が命じられ、皇莊化されていた周壽の莊田の多くは官田とされた他に、再び訴訟の對象となった弘治年代の寶坻縣莊田をめぐる係爭の結果、把門城・李子沽一、二〇〇頃餘は張延齢に、周壽が置買し

た七七七頃は周壽の子周瑛に管業權が與えられた。[44] 張延齡は以上の如く、孫氏莊田を周氏兄弟と爭いつつこれを基盤とし、欽賜・投獻・奏討・買賣等の方法で民田や官田を集積していった。

次に彼の兄、壽寧公張鶴齡の莊田についてみよう。彼の莊田の原型は、父張巒の時代に形成された。張巒は娘張氏が皇后に册封された直後の成化二三年（一四八七）、成化年中に萬貴妃の兄弟、萬喜等の辭退した欽賜莊田の內、河閒府の三箇所を賜與された。張巒はこれに滿足せず、成化二三年[45]と弘治元年[46]の二回にわたり順天・保定等十箇所の莊田を請うたがいずれも拒否された。張鶴齡も壽寧侯襲封にあたり、父の莊田をそのまま繼承したものと思われる。張鶴齡も張延齡ほどの規模でないにしても、かなりの莊田所有を豫測できるがその全容は不明である。しかし、河閒府肅寧等の縣の欽賜田をめぐる事例からも、彼の莊田所有と經營狀況は多くの問題をひきおこしていた。弘治一二年（一四九九）以前におきた彼の莊田の管莊人による佃戶打死事件の調査から、原賜地四一八頃餘が一、一二一頃餘に擴大されていた上に、明朝規定の官田徵租率每畝三分の規定[47]を不可耕地に近い土地に適用し、可耕地には五分という高率の徵租が行われていたことが判明した。[48] しかし孝宗はこの事實を追認する詔を出したため、戶部尙書周經、巡撫都御史高銓等は詔の撤回を要求し改善案を提起した。孝宗はこれを全面的に拒否したのみならず、官僚の強い反對を押し切って弘治一二年から一三年四月にかけ、可耕地の實態把握を名目とする調査を再三強行したため、現地での混亂を一層深めた。[49] これらの調査から、欽賜地以外に擴大された莊田中に、

臣（戶部左侍郎許進）は巡撫都御史高銓と合同して勘量するに、張鶴齡に原賞せる地四一八頃の外、一九三頃を丈量し出せり。この外は、皆獻縣の民丘聰等の歲々賦役の數を辦じ及び皇親栢權と民丘亨の自ら易う者にして、相い承くること已に久し。

の如く、[50] 河閒府獻縣民の丘聰等の民田や、皇親栢權・民丘亨等の置買して長期にわたり所有されてきた土地が含まれていた。この場合も孝宗は皇后張氏の外戚張鶴齡の要求通り土地全額を與えることにし、その代償として丘聰等の納入すべき

賦役は免除し、栢權や丘亨等の奪われた土地の原價を明朝が補償するよう命じた。

張氏兩兄弟も他の皇親と同様、北直隸の順天・保定・河間等の府州縣に莊田を有し、鄰接する民田等を侵蝕していったが、特に彼等の莊田擴大方法で注目すべきは次の點である。弘治一五年（一五〇二）、南京監察御史余敬等の上訴中で言及している南京工科給事中徐沂等の時論中に、

（莊田集積の）既に北に極まれば、又南に轉ず。建昌伯（張延齡）の泰州光孝寺田を奏請するが如し。

とあり、張延齡は南直隸揚州府泰州の光孝寺田を奏請した。余敬自身も上訴中の第二項目「外戚を全（ととの）えん」で、皇親に投じた家人により投獻・侵占された泰州光孝等の「民糧田土」を、至急民に返還させるよう主張しているが、この皇親は壽寧侯張鶴齡を指している。[51] 別史料にも張氏兄弟が揚州府高郵州の民田の投獻を受けた記事もあり、[52] 揚州府に莊田取得を行っていた事が判明する。但し後述するように、これらの莊田は高率の地租徴收のみを目的としたのではなかった。

嘉靖年代に入り第一章で述べたように、張氏一族の特權的地位は張氏の宮廷内での勢力後退と共に、急速に衰えていく。弘治年代、兩兄弟で二萬頃に及ぶと考えられる莊田の大部分は、かつての有力外戚と同様、新興の特權層に奪われたり明朝によって官田化されたであろう。それでも嘉靖一七年、沒落が決定的であった時期とはいえ、明朝の調査では兩兄弟等の莊田が五千頃以上も殘っていることは驚きである。別表によると、殘存していた莊田三四箇所の内、欽賜田が二四處も占めていたことは、弘治年代の張氏と兩兄弟の威勢がしのばれる。[53]

以上、成化・弘治・正德・嘉靖四代にわたる宮廷内における張氏の權勢を背景にした、張氏兄弟の土地集積の性格をみてきた。明中期の特權層による投獻・奏討・置買等の方法による土地獲得狀況を反映すると同時に、他の皇親との熾烈な競爭に勝利することにより大量の莊田を集積することが可能となった。

表　嘉靖17年における張氏兄弟の莊田

莊田形成方法	莊田所在數	莊田面積	明朝による處置
節年欽賞	24處	3,880餘頃	原佃人戶にもと通り承種させ，子粒銀を戶部に納付させる。毎年一回，給料を與え家族の食費とする。
奏討	9處	1,400餘頃	數を調査し追沒入官する。
自買	1處	47頃	變賣
計	34處	5,327餘頃	

（出典）『明實錄』嘉靖17年4月丁卯

第二節　商品流通への介入

明初朱元璋は「公侯內外文武四品以上の官」に對し、本人はもとより子弟・家人・奴僕にさえも、坐賈・行商・高利貸等の行爲、及び開中鹽等の專賣品目の取引に關與することを嚴禁した。(54) しかし永樂時代の北京遷都後、明朝支配の安定と社會經濟の發展に伴い、王族・內臣・勳臣・外戚を始めとした特權層は、兩京を結ぶ運河・交通の要衝であり商品の輻湊地でもある、揚州・淮安・徐州・臨淸及び運河北端で北京への玄關口に當る張家灣・河西務等に、店鋪・塌房を開設し市利を壟斷した。弘治年代、張氏兄弟もこうした潮流にのり、明朝の徵稅機構にくいこみ流通過程を混亂させた。特權層中で張氏兄弟が際立った利益を得るようになったのも莊田の場合と同樣、有力外戚周氏兄弟と流通過程をめぐる衝突で勝利したからであった。莊田をめぐる爭いでは周氏側は周壽、張氏側は張延齡が突出したが、市利の爭奪に於ては周氏側が長寧伯周彧（周壽の弟）、張氏側は壽寧侯張鶴齡が際立った。この爭奪の頂點は弘治九年（一四九六）の、兩家による武鬪であった。

邇ごろ長寧伯周彧と壽寧侯張鶴齡の兩家は、瑣事を以って忿爭し聚衆競鬪せり。都邑に喧傳し上は宸居に徹けり。蓋し平日、市利を爭奪するに因りて已に忿心を蓄す。一たび觸する所ありて、遂に讎敵と成る。(55)

とあるように、日常兩家が北京を中心に市利の爭奪をめぐって反目しており、ついに些細なきっかけで兩家家人による武鬪に發展した。この騷動は紫禁城內の孝宗の

耳に達するほどであった。外戚張家は父張巒が成化末に封爵されてから十數年經過しているが、かなり強引な流通關係への進出を試みたと思われ、そのため當時この方面に勢力を有した最有力外戚周氏側と對立することになった。

次に、張鶴齡等が流通過程から奪取した市利の內容を檢討してみよう。第一にあげられるのが、皇帝の名で贈與・分割された官店である。朱元璋は吳王時代から、商稅・倉庫稅の徵收と敵情の探索を目的として支配下の直隸・浙江の府州縣に官店を設けた。全國統一後は一部在京官店を宣課司に、一部府州縣官店を通課司に改め國家の徵稅機構に編成した。(56) その後商稅徵收機關である稅課司體系が成立したが、遷都後の北京にもひきつがれた。これらは、皇帝以下の宮廷及び多數の特權層の生活に必要な物品・專賣品目の滯貨・供給・販賣の役割を持っていた。地方の商稅や課程の徵稅機構である稅課司・河泊所等が、次第に各地の王府に侵蝕されていったように、官店の管業權も特權層に侵蝕されていった。例えば兵科都給事中葉盛等が訴えているように、景泰二年（一四五一）頃の北京は「京城の官店・塌房は、多く貴近勳戚の所有となる」狀況にあった。(57)

張氏親子に割讓された都城の官店について述べよう。成化二三年父張巒に和遠官店が、(58) 續いて弘治六年には張鶴齡に寶源店後房七六間が、(59) さらに弘治九年には張氏兄弟の母親金氏に寶源店房六七間の管業權が欽賜された。(60) この兩官店の內、まず和遠官店について觸れてみよう。明末の著作によると、天啓以前、北京中城の戎政府（兵部）街に、寶和・順寧・福德・福吉・寶延五店と共に和遠官店も置かれ、各地の客商がもたらす雜貨を保管した。同店は提督太監の直接監督下にあり、多數の商品を取り扱い一年閒の稅銀は數萬兩にのぼった。指定商品（正貢）を宮廷に納入する以外は、提督內臣の公用に供された。(61) 右の諸官店の歷史は古く、景泰二年には官店として適正な收稅を實施する必要上から、二〇〇項目にわたる收稅則例がつくられた。(62) 官店が取り扱う商品に對する徵稅は、營業稅としての商稅、仲買稅としての牙稅、保管料としての塌房稅があった。これら三項目の內、管業權を得た特權層は、どの部分を自己の利益となし得たのであろうか。洪武二四年の南京三山門外塌房例や、永樂七年北京官店塌房例によると、商稅は官か宣課司へ、免牙錢・塌房錢は官店を管理

する「坊廂長」（里長）や「看守人」が收用した。なお新宮學氏の前掲論文（六四頁）で、この收用分は「廂長の任務の一つである物品調達の財源に充當された」ことが指摘されている。後日特權層が官店の管業權を得た場合も、合法的に入手可能な對象は免牙錢・塌房錢であったと考えられる。張巒及び張鶴齡が繼いだ和遠官店の管業權から、彼等の得た利益の内容も右の二項が中心であった。和遠官店の管業權は、しばしばその所有者を變えた。管見の範圍内では、まず正統年代御馬太監劉順に欽賜された[63]。景泰年代には先述の通り明朝の管理に戻り、他の五店と共通の二〇〇項目に及ぶ收税則例を定め、前代の過酷な徴税を修正しようとした。成化年代には太監梁芳に京城店と共に賜與され、彼の勢力が衰え南京閑住を命じられると、これらの官店は明朝に返還された[64]。この後を受けて同店を欽賜されたのが、先の張巒・張鶴齡であった[65]。ついでに以後の同店の管業權について述べると、世宗朝には裕王（後の穆宗）、神宗朝では慈寧宮聖母李老娘娘[66]、天啓朝では魏忠賢の腹臣宦官王朝用[67]、毅宗朝では提督太監[68]というように、その所有者を變えている。

張氏一族の得たもう一つの官店寶源店[69]についてみよう。同店の性格は不明な點が多いが、張氏親子の手に入る弘治以前、同店には順天府批驗茶引所から諸役（「官攢」）が派遣されて課程を徴税し、この税はその後戸部に納入後、内府に送られた。順天府の批驗茶引所は、商税全般の徴收機關として機能していたが、本來批驗茶引所とは「茶引と茶貨を對比檢査してその可否を決定」する役所[70]であるから、同店はもともと茶を始めとした專賣品を扱った官店とも考えられ、雜貨を扱った和遠官店とは扱う商品が異っていたとも考えられる[71]。この寶源店管業權も張氏親子の後、武宗朝では皇店とされ、世宗朝では官店に戻った後に裕王に賜與された[72]。

官店の管業權を得た特權層は税課の一部を明朝に納入し、他の部分は自己の利益とした。各代の皇帝が有力な特權層に欽賜したため、管業權所有者はめまぐるしく變ったが、その下での徴税責任體制は、明中期以降、坊廂制（里戸制）から富戸や塌房の殷實大戸が任命される體制に切り換えられていった[73]。

張鶴齡等の市利を奪取する第二の方法は、右の官店とも連動していると考えられる私店の設置である。特權層による私

店の弊害は、成化年代かなり深刻になっていた。先述した弘治九年の兩外戚による衝突を調査した吏部尚書屠滽は、彼等の市利を爭った内容が前代の有力外戚萬姓が成祖を裏切った内容と同一であるとして、次の如くいう。(74)

縱しいままに家人をして店肆を開設し、商人の貨物を邀截せしむ。都城内外の坊市より張家灣・河西務等處に及び、一切の民利は悉く之を侵奪す。

入都經路で商業・交通の要所にあたり徵税機關が置かれた張家灣・河西務等、宣課司・都税司・鈔關等が集中する京城九門、及び北京城内外の商店密集地には、勳戚等特權層が多數の家人（「市井無賴」出身）を使用して私店（「鋪店」・「店肆」）を經營させ、客商の貨物を強制的に滯貨させ私税を徵收したため、市場と商品流通を混亂させた。特權層の私店による收奪は、景泰・天順年代に顯著となったため禁令(75)が出され、成化二一年には勳戚勢要による商品流通上の「小民を侵害する」狀況に對し、さらに強く禁止を命じた詔が出された。次の『明實錄』に記載された詔敕中に、詳細な市利の收奪の内容があり弘治九年における兩外戚の衝突の背景も理解できよう。

成化二一年春正月庚寅。星變を以って天下を赦し、詔して曰く。……一、勳戚勢要の家、關廂・渡口・橋梁・水陂を覇占し、及び鋪店を開設し、鈔貫を販賣し、柴草を抽要し、擺渡・牙保・水利等の錢を勒掯し、小民を侵害するを許さず。

右のように交通運輸に缺くべからざる、運河・河川・湖沼等の渡し場や橋梁・つつみを占據し、ここに鋪店を設置した。この鋪店での市利の收奪は、様々な内容を含んでいた。まず鈔貫の販賣について述べよう。宣德四年（一四二九）より中央政府が戶部の管轄下に、鈔の流通促進と中央經費の增徵をねらい、航行する船舶から鈔で船料を徵收するための鈔關を運河の要衝に設けたが、右の私店における鈔貫の販賣とは鈔關に對應するための兩替的商賣といえる。當然兩替の際、鈔貫と銅錢等との不等價交換がなされた。(76)「柴草の抽要」とは、中央政府が工部管轄下で交通の要衝に工關場と抽分局を設け、商人の興販する竹木や柴薪等を主に現物で徵收したが、(77)これをまねた私税であろう。「擺渡」とは占有する渡し場や

渡し船、橋梁の利用税であり、「水利錢」も占有する河川・湖沼・池塘等の利用税であろう。「牙保錢」は仲買に關する私税である。この他にも王毓銓氏は、前掲の著書で高利貸活動を指摘されている。

以上勳戚等が特權で得た官店と連動して、明朝の徵税組織に似せて通過税を收奪し、鈔法兩替による利鞘をかせいだ。當然住税に對應する内容も含まれたであろう。張氏兄弟はこうした潮流を一層發展させ、北京城内外や運河沿いの據點に私店を設けたと思われる。當時の特權層は莊園を各地に擴大すると、これを基盤に獨自の通過税を徵收したり、附近の明朝の店鋪（官店）や河泊所等の税課を奪ったが、(78) 當然私店も設けられたであろう。特に張氏兄弟が南直隸に莊田を擴大しようとした裏には、商品流通や後述する淮鹽を押え、效率的に流通過程から私税を徵收したり或は商品販賣を行うための、據點づくりの意味も含まれていた。右のように市場に寄生して膨大な利潤をあげる體系は、特權層の沒落期にはどのような運命に遭遇したであろうか。多くの場合は國營の官店に戻されるか、他の特權層に再分配された。ところが張氏兄弟は、當時の最有力功臣で國營を掌握していた翊國公（もと武定侯）郭勛と結びついていた。給事中高時は郭勛の「奸利」と共に、彼と張延齡との交流を指彈したため、激怒した世宗は勛を錦衣衛の獄に下した。郭勛は各地に多數の店房を置き、家人（「無籍者」）に「地錢」と私税を徵收させたが、彼の店舍は「幾千餘區」といわれ、「南京・淮・揚・臨清・徐・德の財賦の地」にわたり、商品流通を混亂させ明朝に納入されるべき商税を減少させたとして非難された。右の彼の財源中に、重犯張延齡の「莊店家事を代って管理した」とある如く、延齡の莊園と店房分が含まれており、このことは延齡と郭勛の繋がりの深さを意味し(79)又、經濟上の特權を守るための、有力勳戚閒の交流を示す一例でもある。

第三節　殘鹽買補

弘治末年から正德初年にかけ、すでに搖ぎつつあった開中法による鹽法をさらに大混亂におとし入れたのも、先述の新舊最有力外戚、張鶴齡、周壽であった。彼等に寄生する特定鹽商が兩外戚の權勢を背景に、強引に推進したのが「殘鹽を

買補する」（以下、殘鹽買補と略稱）方法であった。殘鹽とは風雨のために消沒し、徵收不能となっている鹽課を指す。その鹽課はすでに免除され鹽引も無效となっているにもかかわらず、彼等はこの鹽引を安値で入手し、しかも餘鹽をもって買補しようとした。(80)

この問題をその背景である、鹽專賣制度である開中法の變遷との關連で述べてみよう。(81) 弘治年代、兵部尙書、吏部尙書を歷任し正德五年（一五一〇）に卒した馬文升は、當時の開中法について次の如く概略する。明初に制定された鹽法の基本は、(イ)行鹽區內の販賣、(ロ)勢要による中納の禁止、(ハ)軍民の私販禁止の三項であったが、宣德・正統年閒に「漸に弛み」、成化年閒に「破壞」された。その主要な原因として、直接皇帝に對する鹽引下賜の要求（「乞恩求討」）や、兩京を公務で往來する有力官僚による馬快船を利用した私鹽販賣等をあげ、この結果商人による開中が阻害され、邊餉の供給に支障をきたしたという。(82) 開中法の動搖は商品經濟・銀經濟の發展を背景としていることは當然であるが、明初體制では鹽法への介入を禁止されていた特權層が、こうした經濟狀況に寄生・介入し開中法を破壞していった役割は無視できない。

兩外戚による殘鹽買補問題を理解するためには、餘鹽私買と「占中賣窩」について觸れる必要があるので、先學の中山八郎氏の成果(83)によりながら述べてみたい。開中法では納糧後、商人の手にした鹽引に支給される鹽を正鹽といい、これ以外の製鹽業者たる竈戶の餘鹽は官の買上げを原則とし、竈戶と商人による餘鹽の賣買は嚴禁されていた。しかし景泰から成化年代にかけ、商人の鹽引に供給すべき正鹽の不足から、不足分を餘鹽で買い足す（「買補」）方法を導入せざるを得ず、餘鹽私買が次第に容認されていく。成化年代に入ると姦商、權勢家がますます餘鹽私買に介入するため、中鹽商人は長期に渉り正課が得られない狀況が續いたため、明朝はついに成化一九年（一四八三）、餘鹽私買の全面解禁に踏み切った。

明初の開中法では商品賣買の場合と同樣、官吏・權勢者は本人及び家族・奴僕による中鹽はすべて嚴禁されていた。しかし宣德年代には異姓の親族による中鹽例が出現し、正統年代以降は家族・家人名義で開中を行う者も出現した。ここで特筆すべきは成化初年に入ると、從來戶部の專決事項であった入中の決定が遼東における中鹽例から、官僚や權勢者が自

ら上奏して敕旨により中鹽の權利を獲得する道を開いたことである。しかも從前では考えられない多量の中鹽である上に、入手對象の中心は最も價値の高い兩淮鹽であった。これらの鹽引の裏附けは、中鹽の商人に與えられる常股鹽以外の、別途使用のために貯蓄された存積鹽であったので、鹽の入手はより確實であった。こうして大量の米糧を中納する權利としての「窩」が生れた。このような窩を得た有力官僚や特權層は、自ら粟を目的地に納入する場合と、その權利を商人に轉賣して利鞘をかせぐ場合があったが、後者による方法が優勢であった。弘治年代になると權勢者による占窩がより一層盛んになり、ここに一部の大鹽商がつけこみ、賄賂を通じたり或は自ら家人名目で寄生して中鹽の權利を入手した。現實に鹽を得る餘鹽買補の際も、指定された本場以外の他の鹽場に於ても買補を實施した。一般の商人は長期間待機しても鹽引の裏附けである正鹽が得られないため、官吏に賄賂を手渡して、直接竈戸から餘鹽を買い正鹽として默認してもらわざるを得ず、このため正規ルートによる商人の邊餉充足はますます困難となった。

こうした潮流をさらに押し進めたのが、殘鹽買補問題である。史料上の初見は管見の範圍内では、弘治一六年一月である。壽寧侯張鶴齡に投じて家人となった淮安の商人（竈商）朱達等は、正統五年から成化一六年にいたる四〇年間の、死滅した鹽課分の鹽引一六九、三〇〇餘を每引銀五分で買い、指定された鹽場で餘鹽による買補を行いたいと長蘆運司に願い出た。(84) 戸部はこれに抵抗したが、孝宗は壽寧侯ゆえに特例としてこの願いを許可した。しかしこのため、「自後、奸民例に援き、「ここより鹽法大壞し、奸人江・湖に横行するも官司禁ずる能うなし」(85) という狀況に至る突破口を開いた。ところでこれらの商人が皇帝に願い出る前に、殘鹽買補を實現するための前提として、殘鹽數を正確に把握するため、この問題に精通する有力官僚と結びつく必要があった。この媒介をなしたのが、初代壽寧侯張巒の妹と結婚した禮部右侍郎沈祿であった。(86) 弘治一三年五月から一七年五月まで戸部尚書の任にあった但鐘(87)のはからいで、同一一年から一五年の間、通政使の職務にあった沈祿は、重要な產鹽區を總括する鹽務官廳（都轉運鹽使司）の報告書の取り扱いを彼の職務範圍としてもらった。沈祿はこの鹽務報告書の複寫一部を、密かに張鶴齡に送っていた。(88) 壽寧侯張鶴齡とこれに寄生する朱達等鹽商

の動きと相前後して、慶雲侯周壽側にも家人として投じた鹽商周洪等も殘鹽買補にのり出した。こうして兩外戚家による「二家買補」の競合狀況が出現した。「鹽法を阻壞」し「商價通ぜざる」事態に、戶部を始め言官も次々に反對したが、大筋で要求を認めようとする孝宗の意向に對し、戶部は次のような妥協案を出した。すでに兩外戚に賣却した殘鹽分を除き、未納銀分の鹽引の效力を停止するという內容であった。一度は孝宗も承認したものの、兩外戚の再三の要求で結局、買補を許可した。(89) このため弘治末年から正德初年にかけ、二家の要求と官僚側の反對という政爭がくり返された。

弘治一七年（一五〇四）から正德元年（一五〇六）まで戶部尙書であった韓文は、武宗の登極の詔に應じ、弘治一八年後半の鹽法破壞の狀況とそれに對する政策を、八項目にまとめ上奏した。その一項目「殘鹽を買補するの弊を革む」中で、弘治一八年までの二家買補の結果を次のように論じた。

近ごろ慶雲侯周壽の家人周洪は、兩淮殘鹽八〇萬引を奏買し、壽寧侯張鶴齡の家人杜成・朱達等は、長蘆・兩淮殘鹽九六萬餘引を奏買す。名は殘鹽を買補すると雖どもその實は正課を侵奪し、以って物議沸騰するを召く。人心積怨し商價通ぜず。鹽法の弊端此より甚しきはなし。

兩外戚名による殘鹽買補の結果、姦商達の得た兩淮・長蘆殘鹽の入中權は、總計一七六萬引という巨額に達した。韓文は右の文章に續けて、兩外戚の得た原額鹽引をすべて官に返還させ、兩外戚が國家に納入した銀額はすべて彼等に返し、未納分の鹽引もすべて效力を停止して以後の報中を許さず、これらの鹽課を各邊の商人の開中に當てることを主張した。(90) 頻出した官僚の反對論中で、韓文の論調が最もきびしく又執拗に反對の先頭に立ったため、正德に入ってやっと二家買補が止む原因となった。『明通鑑』卷四一には、

是において利を失う者いえらく、事は（韓）文に始まると。これを銜むこと尤も甚し。

とあって、殘鹽買補にむらがって利を失った當事者達は、韓文を最も怨んだという。

朝野をあげて反對が續く中でついに弘治一八年、張鶴齡は「引鹽を懇辭し、（鶴齡に）原價を給與す。物論稍や平ら

ぐ」の如く、殘鹽買補から徹退したが、[91] 慶雲侯周壽とこれに寄生する商人譚景清・馬亨等は、殘鹽買補を繼續するためさらに上奏（「奏討」）をくり返した。特に弘治一八年八月以降、それまでに報告中になかった譚景清の名が繁出し、買補問題の主役の感を呈した。[92] 弘治一八年五月武宗が卽位すると、右の奏討に對して戶部尚書韓文、[93] 巡撫陝西左副都御史楊一清、[94] 大學士劉健・李東陽・謝遷等、[95] 或は戶部が買補の停止を一齊に要求した。[96] しかし武宗は、これらの殘鹽買補は孝宗の意志であるとして、反對する官僚との閒で搖れ動いた。[97] 正德三年（一五〇八）七月、太監劉瑾は揚州府兩淮運司下にある、張鶴齡に投じて家人となった商人杜成等の名下で放棄された一一六萬引（「革支鹽引」）分の鹽の處理案を作製するため、官吏を派遣し調査させた。その結果、これらの鹽を變賣しその全額を中央に送付させるよう提言しているが、[98] 武宗朝の皇鹽問題との關連が考えられる。

弘治年代の二家買補は占窩制度の發達で、中鹽の權利が官僚・權勢者に獨占されていく狀況を一層擴大したことを意味しよう。正德一六年四月の世宗の詔中の禁止事項として、殘鹽の奏開や勢要の賣窩があげられており、[99] 依然として右の問題が未解決であったことを示している。なお注意すべきは本章前節でも觸れたように、張氏兄弟による弘治一五年の揚州府泰州や高郵州での民田と寺田の莊田化は、租の徵收以外に最も價値の高い淮南鹽を獲得するのに好都合であり、殘鹽買補問題とも關連すると考えられる。この時期はすでに、張鶴齡と鹽商により行動が起こされつつあること、揚州府には兩淮都轉運鹽司があり、その所轄分司の一つが泰州に置かれ多くの鹽場を統轄していた。[100] したがって殘鹽を入手した商人が、鹽場で直接買補し運搬・蓄積等を行う基地的役割もになっていたといえる。

おわりに

明代政治史上、權力關係の消長からみると外戚はあまり問題とはならなかった。だが社會經濟史上からみると、特に景泰・天順以降嘉靖年代に至る明代中期にかけ、外戚は多く混亂をまきおこした。皇帝の權威を直接の背景に、分割・賜與

された國家財源を基盤として、短期間に莫大な利益を得た。本稿では有力外戚、孫氏・周氏に續いて右の様な混亂の頂點をつくり出した孝宗皇后張氏の兩兄弟を軸に、そのプロセスを解明してきた。弘治末年にはこれら皇親の經濟行爲を官僚が頻繁に告發したが、その特徴は莊田による租の徴收、店房に基く市利と殘鹽買補による鹽利の獲得といった、複合的な營利に對する非難であった。(101) 莊田では奏討田・欽賜田、市利では官店の分割、鹽利では殘鹽買補の如く、國家財源を直接分割し、これを基に莊田では投獻等により民田や他の特權層の莊田を侵蝕し、市利では私店の設置、鹽利では私鹽をといった如く、明朝支配とその財源基盤を攪亂した。彼等によるこうした多方面にわたる所有と經營の性格は、上からの暴力的な剩餘の收奪であったので、社會經濟を内から發展させるという要因とはならなかった。こうした財源の運營上、膨大な數の家人層を必要とし、市井の無賴層から地主・商人等多様な階層をかかえこんだ。彼等の私利抽出は、北直隷を中心として南直隷及びその間の運河と商業ルートという、當時の經濟と政治の動脈であったため、明朝にとっても由々しき問題であった。中興の名君ともいわれる孝宗も、こと外戚張氏兄弟の要求となると抑制できず、問題を複雑化した。しかし外戚のもつ特殊な性格、宮廷内での皇后、皇太后としての權威が衰退すれば、ほとんどの場合當該外戚一族も衰滅に向い、その財源も新外戚を始めとした特權層との爭奪に敗れたり、明朝により沒收される運命にあり、張兄弟もその例外ではなかった。

註

(1) 特權層の經濟活動についての論著。王毓銓『萊蕪集』(中華書局、一九八三)所收の各論文。鄭克晟『明代政爭探源』(天津古籍出版、一九八八)第二編。王春瑜・杜婉言『明代宦官與經濟史料初探』(中國社會科學出版社、一九八六)。李龍潛「明代庄田的發展和特點——兼論皇店、場房、〃店肆〃等工商業的經營性質」(『中國社會經濟史論叢』第二輯)。清水泰次『明代土地制度史研究』(大安、一九六八)。拙著『明末農民反亂の研究』(研文出版、一九八五)第三章。等。

(2) 谷光隆「明代の勳臣に關する一考察」(『東洋史研究』二九—四)。佐藤文俊「明代の外戚」(『研文』一一)。湯綱、南炳文『明史』上(上海人民出版社、一九八五)第一三章第二節。

(3) 『明史』巻一一四后妃二、巻一〇八外戚恩澤侯表、巻三〇〇外戚。査繼佐『罪惟錄』列傳巻二。『明功臣襲封底簿』(臺灣學生書局、一九七〇)等。
(4) 王世貞『弇山堂別集』巻二。
(5) 査繼佐『罪惟錄』巻二。
(6) 談遷『國榷』巻四二。
(7) 『明史』巻一一四后妃二。
(8) 懷效鋒『一六世紀中國的政治風雲』(商務印書館、一九八八)。嘉靖初年の政治史の記述に於て、主に本書を參照した。他に同氏『嘉靖專制政治與法制』(湖南教育出版社、一九八九)。註(2)『明史』上。
(9) 彭韶『彭惠安公文集』巻八。『明實錄』弘治六年五月甲申。『明史』巻一八三彭韶傳。
(10) 『明史』巻一八三何鼎、徐溥、周經各傳。
(11) 『明實錄』弘治一一年閏一一月乙亥。
(12) 李夢陽「應詔上書藁」(『空同子集』巻三九。『皇明經世文編』巻一三八)。林俊「辨李夢陽獄」(『見素集奏議』巻七)等。
(13) 中山八郎「明の嘉靖朝の大禮問題の發端」(『人文研究』八—九)。同「再び《嘉靖朝の大禮問題の發端》に就いて」(『清水泰次博士追悼記念明代史論叢』(大安、一九六二)。羅輝映「論〝大禮議〟」(『明史研究論叢』三)。註(8)懷效鋒著。
(14) 張原「論國戚張延齡等罪狀疏」、「停國戚張鶴齡等恩典疏」(『御選明臣奏議』巻二〇)。『明實錄』嘉靖二年一一月甲申。
(15) 『明實錄』嘉靖八年一〇月己巳。別稿「嘉靖八年、外戚世爵の革爵について」。
(16) 『明實錄』嘉靖九年一二月壬寅。
(17) 朱國楨「張延齡之獄」(『皇明大事記』巻三二)。
(18) 占い師曹祖が、張鶴齡の家僕となった息子鼎と對立し、延齡・鶴齡兄弟を訴えて逆にとらえられ獄死した事件。『明實錄』正德一〇年一〇月丙寅。
(19) 『明實錄』嘉靖一二年一〇月丙子。
(20) 註(17)。
(21) 張孚敬「救張延齡第一」〜「(同)第四」(『張文忠公集』巻八)。
(22) 『明實錄』嘉靖一五年一〇月戊戌。
(23) 『明實錄』嘉靖一七年正月丙申。
(24) 註(23)。
(25) 『明實錄』嘉靖二五年一〇月甲午。
(26) 萬曆『大明會典』巻一七田土。
(27) 『明實錄』景泰二年二月丁酉等。
(28) 『明實錄』景泰二年三月丙午。同二年五月癸丑。註(1)鄭克晟著第八章。
(29) 『明實錄』天順二年四月乙酉。
(30) 莊田に關する以下の敍述の基礎は、次の二史料による。『明實錄』弘治一七年四月甲寅。嘉靖初年の調査記錄、夏言「陳情朦朧奏討已辭莊田乞恩分理明斷復業養贍疏」(『桂洲夏文愍公奏議』巻二)。
(31) 註(3)。
(32) 『明實錄』成化一五年一一月己酉。

(33) 『明史』巻三〇〇外戚。
(34) 註(30)。
(35) 註(3)。
(36) 註(4)。
(37) 註(30)。
(38) 註(30)夏言の上訴。
(39) 前註で夏言は孫鑾と記す。
(40) 註(30)の『明實錄』。
(41) 註(40)。
(42) 『明實錄』弘治一七年四月甲寅。
(43) 『明實錄』正德三年七月辛酉。
(44) 『明實錄』嘉靖元年一一月丁未。註(3)夏言の調査。
(45) 『明實錄』成化二三年一二月己巳。
(46) 『明實錄』弘治元年閏正月己丑。
(47) 成化六年令（萬曆『大明會典』巻一七給賜）。
(48) 『明實錄』弘治一二年一二月戊戌。
(49) 『明實錄』弘治一二年一二月辛亥。同一三年四月己酉。同一三年五月丁卯。『明史』巻一八三、周經傳。巻一八五、吳世忠傳。註(1)鄭克晟著、第一四章一。
(50) 『明實錄』弘治一三年四月己酉。
(51) 『明實錄』弘治一五年八月己酉。
(52) 王鏊『震澤紀聞』巻下。
(53) 『明實錄』嘉靖一七年四月丁卯。註(1)鄭克晟著、第一四章二。
(54) 「稽古定制」（『皇明制書』下、古典研究會、一九六七）。
(55) 『明實錄』弘治九年九月乙酉。
(56) 韓大成「明代權貴經營的工商業」（同『明代社會經濟初探』一九八六、人民出版社）。同「明代的官店與皇店」（『故宮博物館院院刊』一九八五―四）。佐久間重男「明代の商稅制度」（『社會經濟史學』一三―三）、同「明代における商稅と財政の關係」㈠㈡（『史學雜誌』六五―一、二）、同「明代の倉庫業」（『東洋學報』三二―四）。和田清編『明史食貨志譯註』（一九五七、東洋文庫）下、商稅。本稿の官店についての概要は、新宮學「明代の官店について」（一九八九年三月、明代史研究會春合宿の發表）によっている。なお本稿脫稿後、同氏「明代前期北京の官店塌房と商稅」（『東洋史研究』四九―一）が發表された。官店塌房を「倉庫業務、仲買問屋業務、商稅徵收の三者を包括した複合的施設」（七八頁）ととらえる新しい視點を提起している。
(57) 『明實錄』景泰二年四月辛巳。
(58) 『明實錄』成化二三年一〇月壬申。
(59) 『明實錄』弘治六年四月癸卯。
(60) 『明實錄』弘治九年八月辛丑。
(61) 劉若愚『酌中志』巻一六。同『明宮史』木集。
(62) 正德『大明會典』巻二二。
(63) 『明實錄』正統六年三月壬寅。
(64) 『明史』巻三〇四、宦官一。『明實錄』成化二三年一〇月壬申。
(65)(66)(67)(68) 劉若愚『明宮史』木集。
(69) 萬曆『大明會典』巻三五。『明實錄』正德一六年八月乙未。

(70) 『明史食貨志譯註』茶法。
(71) 秦金「論皇庄疏」（『皇明經世文編』卷一七四）。註(69)。
(72) 『明實錄』隆慶元年二月乙未。
(73) 沈榜『宛署雜記』第七卷。
(74) 『明實錄』弘治九年九月己酉。
(75) 『明實錄』景泰二年二月丁酉等。
(76) 『明史食貨志譯註』下、商稅。註(56)佐久間論文。註(1)王毓銓著、頁二九二―二九三。
(77) 註(56)佐久間『社會經濟史學』論文。
(78) 註(1)鄭克晟著、頁九二、一四七―一四八。
(79) 『明實錄』嘉靖二〇年九月乙未。『明史』卷一三〇。
(80) 中山八郎「明代における餘鹽私賣の起源」（『加藤博士還曆記念東洋史集說』一九四一）。『明史食貨志譯註』上、鹽法。
(81) 註(80)『明史食貨志譯註』（藤井宏氏擔當）及び藤井氏の鹽法に關する諸論文。佐伯富『中國鹽政史の研究』（法律文化社、一九八七）。
(82) 馬文升「重鹽法以備急用疏」（『皇明經世文編』卷六三）。
(83) 中山八郎「開中法と占窩」（『池內博士還曆記念東洋史論叢』一九四〇）。註(80)。
(84) 『明實錄』弘治一六年一月戊子。同一七年五月甲午。
(85) 夏燮『明通鑑』卷四〇。
(86) 『明史』卷一八三周經傳等では、高祿と記されている。焦竑編『國朝獻徵錄』卷三五、六七。
(87) 註(84)。『明史』卷一八五。
(88) 『明實錄』弘治一六年一月戊子。
(89) 『明實錄』弘治一七年一二月甲子。
(90) 韓文「題爲欽法事」（『皇明經世文編』卷八五）。
(91) 『明實錄』弘治一八年一〇月丁巳。
(92) 李東陽「陳政令十失疏」（『御選明臣奏議』卷一一〇）。『明實錄』弘治一八年九月癸未。
(93) 『明實錄』弘治一八年一二月辛未。
(94) 『明實錄』正德元年正月己酉。
(95) 劉健「再具自劾疏」、「三事疏」（『皇明經世文編』卷五三）。『明實錄』正德元年二月戊辰、同元年二月丁丑。
(96) 『明實錄』正德元年二月己巳。
(97) 『明實錄』正德元年正月己酉、同元年二月戊辰、同元年二月己巳。
(98) 『明實錄』正德三年七月庚申。
(99) 『明史食貨志譯註』上、鹽法、『明實錄』正德一六年四月壬寅。
(100) 藤井宏「明代鹽場の研究」上・下（『北大文學部紀要』一、三）。註(99)鹽法。張兄弟が揚州府の土地獲得にこだわったことを示す、次のような逸話がある。弘治年代、張延齡に對する揚州府高郵州の寺田投獻に、一人最後まで反對した揚州府同知葉元に對する張家の怨みは相當なもので、後、葉元が中央へ榮轉すると張家の奴僕が吏部に亂入し、彼を連れ去って毆打したという（『明書』卷一五三、『震澤紀聞』卷下、『罪惟錄』卷二）。
(101) 『明實錄』弘治一七年閏四月丁亥、同一八年三月甲午。註(12)李夢陽の上疏。

THE PROBLEM OF EDUCATION FOR THE SHIDAFU 士大夫 IN THE AGES OF NORTHERN DYNASTIES, SUI AND TANG

OSABE Yoshihiro

The theme of this article is how the children of the shidafu were educated in the ages of Northern Dynasties, Sui and Tang.

National schools whose function were sometimes suspended, and private ones, were not the only places they depended upon for the education of their children.

But it was rather their home which played the central role for this purpose —— not only their kin but their matrimonial relatives as well, sometimes contributed to the practice. There were also cases where women who had received education at their own home devoted themselves to education in the families they married into.

It can thus be concluded that without solidarity among the kin and cooperation from the matrimonial relatives, the shidafu could not have handed down scholarly knowledge to their descendents.

IMPERIAL CONSORT IN THE MIDDLE OF MING : ZHANGSHI 張氏 BROTHERS

SATO Fumitoshi

From the point of view of the position within the regime, the imperial consort of Ming didn't play an important role so much. But the distinguished Imperial relatives (xunqi 勳戚), eunuchs and imperial families etc., which ought to live on an annual allowance primarily, were parasitic on the production of goods and the monetary economy, which developed especially

in economically advanced districts. As a result the great confusion were aroused in society and economy. In this article I try to describe the political history first, that Zhangshi, the empress of Xiaozong 孝宗, kept her influence during Hongzhi 弘治, Zhengde 正德 and the early years of Jiajing 嘉靖. And I analyse their own way of securing the source from the aspects of estate, commercial tax and salt, which her brothers (Zhang Heling 張鶴齡 and Zhang Yanling 張延齡) took by making use of the opportunity. Its character is that dividing the possession of the state, they established their own organization of exploitation, and controlled Jiaren 家人 stratum (wulai 無賴, landlords, merchants, etc.), who were parasitic on it. But once they lost their support in the court, most of imperial consort fell rapidly. Their foundation of power was uncertain.

THE JIANGXI PROVINCIAL MILITARY COMMANDER JIN SHENGHUAN 金聲桓 AND HIS REVOLT

WATANABE Osamu

The purpose of this paper is to understand the position of Chinese military officers from the late Ming to the early Qing by considering the movement of the Qing's provincial military commander Jin Shenghuan who rose in revolt in Jiangxi in the 5th year of Shunzhi 順治 (1648), and was put down in the next year.

I describe briefly that Jin Shenghuan before the 5th month of the 2nd year (of Shunzhi) when he surrendered the Qing troops, put together region by region the process that it controlled Jiangxi suppressing the restration power of Ming dynasty from the 6th month of the 2nd year to about the 10th month of the next year. And I try to research the background of the revolt mentioning the affairs about Jin (the conflict with Wang Tizhong 王體忠, the discord with Sun Zhixie 孫之獬) in Jiangxi after the 6th month of the 2nd year. And I take it as the direct cause of revolt that the Qing dynasty changed the policy for Chinese military officers in the 4th year and